

船舶事故等調査報告書

平成24年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第99号	
事故等種類	運航不能（推進器障害）	
発生日時	平成22年10月23日 23時30分ごろ	
発生場所	岩手県久慈市東方沖 久慈市所在の久慈牛島灯台から真方位088° 33海里付近 (概位 北緯40° 14′ 東経142° 33′)	
事故等調査の経過	平成22年10月27日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第十八 ^{きんえい} 欣栄丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	HK2-20409（漁船登録番号）、丸五漁業有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、久慈市東方沖でさんま棒受網漁の操業中、船の向きを変えようとして機関を前進にかけたところ、平成22年10月23日23時30分ごろ、自船の漁網をプロペラに巻き込み、航行不能となった。</p> <p>船長は、無線連絡の時刻になったことから、急いでおり、操舵室の下方にいる乗組員に漁網の状態を確認して報告するように指示しなかった。</p> <p>本船は、巡視船及びタグボートにより久慈市久慈港にえい航され、プロペラに巻き付いた漁網が撤去された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、久慈市東方沖において操業中、船長が漁網の状態を確認せずに機関を使用したことから、漁網をプロペラに巻き込み、運航不能になったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、久慈市東方沖で操業中、船長が漁網の状態を確認せずに機関を使用したため、漁網をプロペラに巻き込んだことにより発生したものと考えられる。</p>	